

水俣市監査委員公告第2号

令和3年度定期監査（小中学校）の結果に基づき講じた措置の内容の通知が  
あったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表す  
る。

令和4年1月6日

水俣市監査委員 坂 本 幸 貞



同 真 野 順



水教総第1953号  
令和3年12月24日

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度水俣市小中学校定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、  
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

学校名 水俣市立水東小学校  
報告時点 令和3年12月8日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>「注意事項」</p> <p>1 物品等の購入、管理等に係る事務について</p> <p>(3)ア 備品台帳（エクセル版）に、令和2年5月1日に購入したデジタル教科書の数量、保管場所の記載がなかった。</p> <p>3 郵券の受払いに係る事務について</p> <p>(3)ア 切手受払簿に切手の購入年月日の記載がないものや、使用枚数の記入漏れ等がみられた。切手受払簿の様式や保管方法の見直しも含め、適切な管理をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・監査終了後すぐに記入しました。</li><li>・記載が漏れていた箇所については記入しました。切手等受払簿と切手等保管のファイルを1冊にまとめます。受払簿の様式については、本年度は手書きに変更したのち、他校からの情報も得ながらデータ化して改善します。</li></ul>

水教総第1953号  
令和3年12月24日

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度水俣市小中学校定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、  
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

学校名 水俣市立袋小学校  
報告時点 令和3年12月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>「注意事項」</p> <p>1 物品等の購入、管理等に係る事務について</p> <p>ア 音楽：現物にラベルシールがないものがあった（アコーディオン）。</p>	<p>・監査当日に、該当備品を確認し、備品シールを貼りました。今後備品整理の際に、シールが剥がれている備品等があれば、貼りなおすなど職員に周知徹底します。</p>

水教総第1953号  
令和3年12月24日

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度水俣市小中学校定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、  
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

学校名 水俣市立久木野小学校  
報告時点 令和3年12月17日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>「注意事項」</p> <p>1 物品等の購入、管理等に係る事務について</p> <p>(4)ア デジタル教科書のパッケージに備品番号と購入年月日を記載したラベルシールがなかった。</p> <p>イ 備品台帳（エクセル版）の「保管場所」の入力がなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル教科書のパッケージに備品番号等のシールを貼りました。</li><li>・備品台帳の「保管場所」に入力しました。</li></ul>